

個人事業廃止に伴う書類の提出について

県税の個人事業税につきまして、事業を廃止されたときは県に対して申告が必要となり、期限内に申告がない場合は下記の控除が受けられなくなります。

なお、御不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

記

- 1 期限内に申告がない場合……譲渡損失控除が受けられません。
- 2 申告自体がない場合……譲渡損失及び事業専従者控除()等の控除が受けられません。
所得税法第57条第2項の「届出書」を提出している青色申告者の専従者に係る控除を除く。

個人事業税申告書別表

《 この別表も提出して下さい。 》

所得金額

青色申告特別控除及び事業税見込控除前
青色事業専従者及び白色事業専従者控除後
(白色専従者控除は、従事月数が6月を越えている場合のみ控除可能)

(A)

譲渡損失等の金額 (個人事業税の事業用資産のみ)

(B)

事業主控除額

2,900,000 × 月 / 12 =

(C)
(千円未満切り上げ)

事業税見込控除額算定

[(A) - (B) - (C)] × 5% ÷ 1.05 =

(D)

課税標準額

(A) - (B) - (C) - (D) =

(千円未満切り捨て)

1円未満の端数があるときは、全て切り捨てして下さい。

年の途中で事業を廃止した者の個人事業税の課税について

個人事業税の納税義務者は、県に対して毎年個人の事業税の申告義務があります。

ただし、 所得税の確定申告書
 縣市町村民税の申告書

のいずれかを提出した場合は、事業税の申告があったものとみなされますので、個人事業税の申告書は必要ありません。

しかし、年の途中で事業を廃止したもの（法人成・代替わり等）は、事業の廃止から1ヶ月以内に県に個人事業税の申告をしなければなりません。

この申告書の提出が期限内になされないと、下記の諸控除が認められません。
《地方税法第72条の55》

専従者給与《地方税法72条の49の8第2項～第4項》

（ 所得税法第57条第2項の「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出している青色申告者の専従者に係る控除を除く。）

繰越損失控除《地方税法72条の49の8第6項》

被災事業用資産の繰越控除《地方税法72条の49の8第7項》

譲渡損失《地方税法72条の49の8第9項》

譲渡損失の繰越控除《地方税法72条の49の8第10項》

ただし、当分の間、当庁から申告の勧めがあつて文書に記載された期日までに申告があつた場合は諸控除を認める取扱いをしています。

（個人事業税の計算方法は次ページのとおり）

< 別紙 >

中途廃止者の個人事業税の計算方法について

所得税基本通達第37条の7に規定する見込控除制度に従い計算します。

< 設定例 >

平成	年7月30日	個人事業廃止（白色申告者・1種事業）
平成	年7月31日	法人成
平成	年8月29日	個人事業税申告書の提出あり
		申告所得 2,500,000円
		専従者給与 860,000円（妻）
		譲渡損失 100,000円
廃止後1月以内に事業税の申告があったので、専従者控除及び譲渡損失が認められる。		

< 計算例 >

所得金額

青色申告特別控除及び事業税見込控除前

青色事業専従者及び白色事業専従者控除後

（白色事業専従者控除は、従事月数が6月を超えている場合のみ控除可能）

2,500,000(A)

譲渡損失等の金額（個人事業税の事業用資産のみ）

100,000(B)

事業主控除額

2,900,000円 × 7月 / 12月 = 1,962,000(C)
（千円未満切り上げ）

事業税見込控除額算定

$[(A) - (B) - (C)] \times 5\% \div 1.05 = (2,500,000 - 100,000 - 1,692,000) \times 5\% \div 1.05$
= 33,714(D)
（円未満端数切捨て）

課税標準額

$(A) - (B) - (C) - (D) = (2,500,000 - 100,000 - 1,692,000 - 33,714)$
= 674,000 （千円未満切捨て）

税額

674,000円 × 5%(税率) = 33,700円（百円未満切捨て）

= 留意事項 =

- (1) 事業税の所得計算において、青色申告（特別）控除制度はありません。
- (2) 譲渡資産が複数ある場合は、譲渡益と譲渡損の通算はしません。
- (3) 譲渡損失は、直接事業の用に供する資産について生じたもののみであり、これには、土地、建物及び付属設備、構築物並びに無形固定資産は含まれません。
（個人事業税に係る事業用資産の譲渡損失の取扱いについて（昭和37年自治省税務局長通知））
- (4) 白色申告者は、6月を越える期間従事しないと事業税の専従者控除は認められません。したがって、1月から6月までの間に個人の事業を廃止した白色申告者は事業税の専従者控除は認められません。